

7. 一般社団法人 札幌青年会議所 基金規程

第 1 編 J C 基金規程

(設定)

第1条 一般社団法人札幌青年会議所（以下「本会議所」という。）は、北海道及び札幌市の経済、文化並びに福祉の増進に貢献せんとする特別事業の目的遂行のため本会議所 J C 基金を設定する。

(運用)

第2条 J C 基金は本会議所が推進する社会開発運動によって定められた事業のための資金として運用する。

(運営及び支出の主体)

第3条 J C 基金の運営並びに支出は理事会の決議により理事長が行う。

(収入)

第4条 J C 基金は次の各号に掲げるものをもって収入とする。

- (1) 寄付金
- (2) その他の収入

(支出)

第5条 J C 基金の支出は前年度に発生した利息と当該年度に拠出した金額との合計額を限度として支出することができる。

(決算)

第6条 J C 基金は一般会計とし、毎年12月決算を行う。

(総会の承認)

第7条 理事長は予算及び収支を作成し、総会の承認を得なければならない。

第 2 編 入会金基金規程

(設定)

第 8 条 本会議所は北海道及び札幌市経済、文化並びに福祉の増進に貢献せんとする事業
又、その他理事会で承認する目的遂行のため入会金基金を設定する。

2 会員の未収入金は、入会金基金より補填することができる。

(運営及び支出の主体)

第 9 条 入会金基金の運営並びに支出は理事会の決議により理事長が行う。

(収入)

第 10 条 入会金基金は次の事項に掲げるものをもって収入とする。

- (1) 寄付金
- (2) その他の収入

(支出)

第 11 条 J C 基金の支出は、前年度に発生した利息と当該年度に拠出した金額との合計
額を限度として支出することができる。

(決算)

第 12 条 入会金基金は一般会計とし、毎年 12 月決算を行う。

(総会の承認)

第 13 条 理事長は予算及び決算を作成し、総会の承認を得なければならない。

第 3 編 ブルーアース基金規程

第 1 章 総則

(設定)

第 14 条 本会議所は、次条の目的達成の為ブルーアース基金（以下、「基金」という。）を設定する。

(目的)

第 15 条 ブルーアース基金は、ブルーアース宣言に基づき、札幌市民の生活・文化の向上に寄与するまちづくり並びに人づくりを目的として活動している他団体への金銭給付をとおして、その活動を支援することを目的とする。

(金額)

第 16 条 ブルーアース基金の本規程制定時の金額は 19,473,785 円であり、設立当初の金額は 12,840,744 円である。

(運用)

第 17 条 ブルーアース基金の運用は信託業法による信託銀行又は銀行業法による銀行への預け入れによるものとし、他のいかなる運用方法にもよらないものとする。

第 2 章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第 18 条 ブルーアース基金の目的達成を円滑ならしめるため、ブルーアース基金を運営する委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 19 条 運営委員会は、第 15 条に定めるブルーアース基金の目的を達成するため、給付対象者の選考及び給付額の決定に関する事務手続きを行う。

2 前項に規定するもののほか、運営委員会は理事会の諮問に応じ、ブルーアース基金の事業実施につき必要と認める事項について報告する。

第3章 審査委員会

(審査委員会の設置)

第20条 ブルーアース基金の目的達成を円滑ならしめるため、ブルーアース審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(委員長)

第21条 審査委員会の委員長(以下「審査委員長」という)は、理事長とする。

2 審査委員長は、次条に定める審査委員の中から副審査委員長を任命し、自己の職務の一部を代理させることができる。

(審査委員)

第22条 審査委員は、この事業に関しその目的を良く理解する者5人以上を理事長が指名し、理事会がこれを承認する。

- 2 審査委員の任期は1年とする。ただしその再任を妨げない。
- 3 審査委員が死亡、辞任又は解任されたときは、理事長は理事会の承認を得てこれを補充しなければならない。
- 4 審査委員は無報酬とする。

(構成・開催回数および議決方法)

第23条 審査委員会は、審査委員長及び審査委員をもって構成する

- 2 審査委員長は、原則として年2回以上、審査委員会を召集するものとする。
- 3 審査委員会の成立は、構成員の過半数の出席によるものとする。
- 4 審査委員会の決定は、出席した審査委員の過半数の賛成により行う。ただし、可否同数の場合は審査委員長が決定する。

(審査委員任務)

第24条 審査委員会は、第15条に定める目的を達成するため、給付対象者の選考と給付額の審査を行い、審査結果を運営委員会に報告する。

- 2 前項に規定するもののほか、審査委員会は運営委員会に対し、ブルーアース基金の事業実施につき必要と認める事項について報告・助言する。
- 3 審査委員は、善良なる管理者の注意をもって職務を執行する。

(審査委員の解任)

第25条 審査委員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる時は、理事会において3分の2以上の議決に基づきその審査委員を解任することができる。

第4章 事業の執行

(事業年度)

第26条 ブルーアース基金の事業年度は、毎年1月1日から12月31日迄とする。

(事業執行の方法)

第27条 運営委員会は、審査委員会の審査の結果に基づき、理事会に対し給付対象者及び給付金額を議案として提出する。

2 運営委員会は、総会の承認に基づき金銭の給付を行う。

(給付限度額)

第28条 毎事業年度の給付総額は、500万円を限度額とする。

(繰り入れ)

第29条 第15条の目的達成のため、本会議所総会の承認に基づき、当該年度の特別負担金の全部又は一部をブルーアース基金として拠出することができる。

(寄付金)

第30条 ブルーアース基金の目的達成に必要な場合は、広く一般から適当な方法により寄付金を受けることができる。

(授与式)

第31条 本会議所は、金銭の給付を行うに当たり、授与式を開催する。

第5章 財産の管理

(管理運用)

第32条 ブルーアース基金の会計は毎事業年度ごとに一般会計の決算として処理する。

2 ブルーアース基金の管理運用は、本会議所専務理事（以下「専務理事」という。）がこれを行う。

3 専務理事は前項による管理運用について毎事業年度終了後理事会に報告しなければならない。

(費用)

第33条 ブルーアースの事業執行に要する費用は、ブルーアース基金より支弁することができる。

(予算及び収支)

第34条 ブルーアース基金の目的を達成するため、理事長は、予算及び収支を作成し、総会の承認を得なければならない。

第6章 基金の終了

(基金の終了)

第35条 ブルーアース基金は、第15条の目的の達成もしくは達成不可能となったときに、総会の承認を得て終了する。

(残余財産の処理)

第36条 総会は、ブルーアース基金終了の際、残余金がある場合は、その決議をもってブルーアース基金を戻り入れるものとする。

第7章 雑則

(条項の改正)

第37条 ブルーアース基金の改正は、運営委員会が理事会に議案を提出したうえ、総会の承認をもって行うものとする。

附 則

この規程は本会議所の設立登記の日から施行する。